○厚生労働省令第五十五号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、厚生労働省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日　厚生労働大臣　根本　匠

厚生労働省定員規則の一部を改正する省令

厚生労働省定員規則（平成十三年厚生労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（本省及び中央労働委員会の定員） **第一条**　厚生労働省の本省及び中央労働委員会の定員は、次の表のとおりとする。	（本省及び中央労働委員会の定員） **第一条**　厚生労働省の本省及び中央労働委員会の定員は、次の表のとおりとする。
区分 / 定員 / 備考 本省 / 三一、七二〇人 / （略） （略） / （略） / （略） 合計 / 三一、八二〇人 /	区分 / 定員 / 備考 本省 / 三一、五五八人 / （略） （略） / （略） / （略） 合計 / 三一、六五八人 /

附　則

（施行期日）

1　この省は、平成三十一年四月一日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　この省令による改正後の厚生労働省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同条に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
本省	平成三十一年六月三十日までの間	三一、七二一人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。

○厚生労働省令第五十六号

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）第二条第一項の規定に基づき、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日　厚生労働大臣　根本　匠

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百五十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表（第二条関係）	**別表**（第二条関係）
昭和十五年度 / 二二・〇八九	昭和十五年度 / 二二・〇六六
昭和十六年度 / 二一・三〇八	昭和十六年度 / 二一・二八六